



鳥取県公報

平成16年9月10日(金)
第7619号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	生活保護法による介護機関の指定 (650) (福祉保健課)	1	
	児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (651) (障害福祉課)	2	
	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (652) (")	2	
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (653) (")	2	
	結核予防法による医療機関の指定 (654) (健康対策課)	3	
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (655) (")	3	
	大規模小売店舗に関する新設の届出に対する県の意見の概要 (656) (経済交流課)	3	
	県道の区域の変更 (657) (道路課)	4	
	県道の供用の開始 (658) (")	4	
	都市公園の供用の開始 (659) (都市計画課)	5	
	河川法による船舶等の除却及び保管 (660) (河川課)	5	
	教委告示	定例教育委員会の招集 (19) (教育総務課)	6
	公 告	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (治山砂防課)	6
		猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課)	7

告 示

鳥取県告示第650号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年9月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
医療法人養和会	米子市上後藤三丁目5-1	デイサービスセンター 仁風荘ひこな	米子市彦名町964-1	通所介護	平成16年8月30日

鳥取県告示第651号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年9月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所 の所在地	児童居宅生活支援 事業を行う事業所 の名称	児童居宅生活支援事 業を行う事業所の所 在 地	児童居宅支援の 種類	指定年月日
社会福祉法人 琴浦町社会福 祉協議会	東伯郡琴浦町 大字浦安123 - 1	社会福祉法人琴浦 町社会福祉協議会 居宅介護事業所	東伯郡琴浦町大字浦 安123 - 1	居宅介護	平成16年9月1日

鳥取県告示第652号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年9月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所 の所在地	身体障害者居宅生 活支援事業を行う 事業所の名称	身体障害者居宅生活 支援事業を行う事業 所の所在地	身体障害者居宅 支援の種類	指定年月日
社会福祉法人 琴浦町社会福 祉協議会	東伯郡琴浦町 大字浦安123 - 1	社会福祉法人琴浦 町社会福祉協議会 居宅介護事業所	東伯郡琴浦町大字浦 安123 - 1	居宅介護	平成16年9月1日
〃	〃	社会福祉法人琴浦 町社会福祉協議会 身体障害者デイス ャービス東伯事業所	〃	デイスャービス	〃
〃	〃	社会福祉法人琴浦 町社会福祉協議会 身体障害者デイス ャービス赤碕事業所	東伯郡琴浦町大字赤 碕1113 - 1	〃	〃

鳥取県告示第653号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年9月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所 の所在地	知的障害者居宅支 援事業を行う事業 所の名称	知的障害者居宅支 援事業を行う事業所 の所在地	知的障害者居宅 支援の種類	指定年月日
社会福祉法人 琴浦町社会福 祉協議会	東伯郡琴浦町 大字浦安123 - 1	社会福祉法人琴浦 町社会福祉協議会 居宅介護事業所	東伯郡琴浦町大字浦 安123 - 1	居宅介護	平成16年9月1日
〃	〃	社会福祉法人琴浦 町社会福祉協議会 琴浦ふれあいデイ	〃	デイサービス	〃

鳥取県告示第654号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年9月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	所在地	指定年月日
スカイ・クリニック	鳥取市弥生町223	平成16年8月23日
大山口薬局	西伯郡大山町末長292 - 7	平成16年8月23日
前田医院	鳥取市西品治644 - 1	平成16年9月1日

鳥取県告示第655号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年9月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	所在地	辞退年月日
さくら薬局	米子市鞆町一丁目99	平成16年8月20日
渡部薬局	米子市富士見町二丁目127	平成16年8月20日
明治町薬局	倉吉市明治町1031 - 8	平成16年8月12日

鳥取県告示第656号

平成16年鳥取県告示第130号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示したファッションモール羽合に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第4項の規定に基づく県の意見を述べたので、同条第6項の規定により次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成16年9月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称

ファッションモール羽合

2 意見の概要

(1) 夜間の荷捌き実施により敷地境界における夜間に発生する騒音ごとの予測値が騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項に規定する規制基準（以下「規制基準」という。）を超過している。このため次の措置を行うこと。

ア 荷捌きの昼間の実施や店舗配置の変更等による適切な騒音防止対策を講じること。

イ アにより講じる騒音防止対策が十分であることを予測値等により示すこと。

ウ 予測の結果、騒音レベルが規制基準を超過する場合は、一連の荷捌き作業の詳細及び発生源ごとの騒音の継続時間を示すこと。

(2) 駐車場内及び出入口付近における来客車両の安全を確保するため、車両を北側出入口より進入し、南側出入口から退出するよう誘導することで交通の秩序化を図るとともに、国道179号線の逆行防止について配慮すること。

また、併せて、荷捌きの際に店舗へ進入する車両の種類と形態を明示すること。

なお、南側出入口には「OUT」と記載した看板を設置して、帰る車両を出口に誘導するとともに、左矢印表示により国道179号線の逆行を防止することが必要である。

3 縦覧に供する期間

平成16年9月10日から1月間

4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

鳥取県告示第657号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成16年9月10日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成16年9月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取砂丘細 川線	岩美郡福部村大字岩戸字高濱1295 - 3地先から同字918 - 6地先まで	変更前	7.0～16.0	230.0
		変更後	7.0～34.0	239.0

鳥取県告示第658号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成16年9月10日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一

般の縦覧に供する。

平成16年9月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
鳥取砂丘細川線	岩美郡福部村大字岩戸字高濱1295 - 3 地先から同字918 - 6 地先まで	平成16年9月10日

鳥取県告示第659号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により告示する。

平成16年9月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 名称

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園

2 位置

東伯郡東郷町大字長和田

3 区域

別添図面のとおり

4 供用開始の期日

平成16年9月21日

（「別紙図面」は、省略し、鳥取県県土整備部都市計画課において一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第660号

平成16年鳥取県告示第536号（河川法に基づく河川区域内の船舶又は船舶の係留施設の撤去について）により撤去すべき旨を告示した次の船舶及び工作物について、河川法（昭和39年法律第167号）第75条第4項の規定により除却し、及び保管したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成16年9月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保管した船舶又は工作物の種類及び数量

（1）船舶 1隻

（2）係留施設 1基

2 保管した船舶又は工作物の放置されていた場所

一級河川千代川水系湖山川

（1）船舶 鳥取市賀露町北一丁目1094 - 1 地先

（2）船舶の係留施設 鳥取市賀露町北一丁目1094 - 1 地先

3 保管した船舶又は工作物を除却した日時

平成16年8月26日（木）午前11時42分

4 保管を開始した日時

平成16年8月26日(木)午後0時

5 保管の場所

鳥取市港町7(鳥取海上保安署横の県有地)

6 引取り方法

(1) 引取り期間及び時間

平成16年9月10日(金)から平成17年2月28日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後0時まで及び午後1時から午後3時まで。

ただし、平成16年11月26日(金)までに船舶又は工作物の引取りがない場合には、河川法第75条第6項又は第7項の規定に基づき、当該船舶若しくは工作物を売却してその代金を保管し、又は当該船舶若しくは工作物を廃棄することがある。

(2) 問合せ先

鳥取市立川町六丁目176

鳥取県鳥取地方県土整備局維持管理課

(電話0857-20-3604)

(3) 引き取るときに必要な書類等

ア 身分証明書(船舶又は工作物の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者(以下「所有者等」という。)であることを証明できる書類)

イ 印鑑

7 費用負担

河川法第75条第9項の規定により、船舶又は工作物の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、所有者等の負担とする。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第19号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成16年9月10日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

1 日時 平成16年9月14日(火) 午前10時~

2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室

3 議題

(1) 県立学校における教科用図書採択について

(2) その他

公 告

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例

(平成15年鳥取県条例第73号) 第11条の規定により次のとおり公表する。

平成16年9月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	認可の期間	
有限会社コウメイ 代表取締役 岡村直美	鳥取市湖山町北一丁目311	鳥取市賀露町西二丁目2869 (828.82平方メートル)	砂(1,033.64立方メートル)	平成16年8月2日から平成17年8月1日まで	平成16年8月2日
有限会社長石商店 代表取締役 長石守	倉吉市不入岡53-7	東伯郡羽合町大字長瀬字三ノ内千石1693-1外15筆 (15,962平方メートル)	砂(27,510.3立方メートル)	平成16年8月21日から平成17年8月6日まで	平成16年8月17日

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成16年9月10日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

1 講習の種類及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成16年10月5日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1226-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
	平成16年10月22日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟2階 執行部控室	岩美、鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑